

大念仏寺社会事業団護持会（職員共済）事務局規定

第一条 会員の慶弔規定は一等親以内とし、金額については法人に準ずる。

（１）結婚祝金（一回のみ）

会員が結婚したときは、祝金として3万円を贈る。

（２）会員死亡

会員が死亡したときは、香典3万円を贈る。

（３）家族死亡

会員の配偶者または両親、実子が死亡したときは、香典1万円を贈る。

（４）傷病見舞金

会員が傷病のために、欠勤または休職する場合には、1万円の見舞金を支給する。

（1か月以上の欠勤または休職の場合のみ。）

（５）出産祝金

会員が出産したときは、祝金として1万円を贈る。

※）但し、上記の各規定は特別会員のみ倍額とする。

第二条 特別会員は150万円を限度とし、生活資金を融資する。（無利子、5年償還）

賛助会員は30万円を限度とし、緊急資金を融資する。（無利子、3年償還）

第三条 記念章について

1. 新しい会員が入会の際には、記念章を贈呈する。
2. 会員証の代わりとなる為、退会の場合は返却する。
3. 紛失した場合には、1000円の実費負担となる。

第四条 会員の研鑽及び親睦をはかり資質向上をめざす。

付 則

この規約は、昭和42年1月31日より実施する。

運営上必要な事項は内規をもって別に定める。

（平成20年 2月22日 一部改正）

（平成20年 7月 7日 一部改正）

（平成20年10月24日 一部改正）

（平成23年 3月14日 一部改正）

（平成25年 1月31日 一部改正）